

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

罪を犯していない人が誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全て、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われるえん罪は、国家による最大の人権侵害である。わが国では憲法において多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることによって、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかしながら、人の運用する制度である以上、ときに誤判が生じるおそれは払拭できず、誤判によって生じたえん罪被害者は迅速に救済されなければならない。

しかしながら、現在の再審制度では、再審開始が認められるケースは少なく、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。その要因として、刑事訴訟法の再審に関する規定の少なさや、それによる個々の裁判体の裁量が大きいことも指摘されているが、その中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府はこの法律の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、再審開始決定に対して検察官が不服申立てを繰り返す事例があり、さらに審議が長期化することとなり、えん罪被害者救済の遅延が指摘されている。検察官は、再審公判において主張の機会が保障されており、禁止しても不都合はないとの見解もある。現行の再審法では、手続き規定が不足しており、裁判所の裁量に委ねられている部分が多いため、審理の進め方にばらつきが生じ、迅速かつ公平な審理が妨げられる可能性がある。

こうした中で、再審やえん罪被害に対する社会の関心も高まりを見せ、各地の地方議会において再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。よって国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

京都府与謝野町議会議長 山崎 良磨

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾 辻 秀 久	殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄	殿
総務大臣	松 本 剛 明	殿
法務大臣	小 泉 龍 司	殿